

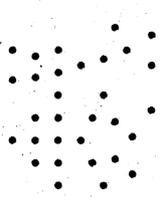
調 書 (決定)	
事件の表示	平成31年(才)第170号 平成31年(受)第210号
決定日	令和元年12月25日
裁判所	最高裁判所第二小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官	三浦 守 菅野 博之 草野 耕一 岡村 和 美
当事者等	別紙当事者目録記載のとおり
原判決の表示	東京高等裁判所平成27年(ネ)第1790号(平成29年12月14日判決)
<p>裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。</p> <p>第1 主文</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本件上告を棄却する。 2 本件を上告審として受理しない。 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。 <p>第2 理由</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 上告について 民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。 2 上告受理申立てについて 本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。 <p style="text-align: center;">令和元年12月25日 最高裁判所第二小法廷 裁判所書記官 山 田 亮 祐 </p>	

君科生華陸柏永密碧容娟芸萍華芳清成平明明躍玉文奎雲傑俊霞英國生生川峰欽明群全玉富

憲登明麗明賢昌 全義莉莉義昌桂聖必必必曉章宗博遠世永永胤紅清晴新曉曉騰遠春相子正

曾張陳陳陳廬黃周簡張張張張楊陳羅張張張蔣牟申宋粟范蔣蔣彭陳楊茹余余余余周牟楊張周

人人
立立
申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申
兼兼
人人
告告
上上



上告人兼申立人
上告人兼申立人
上告人兼申立人
上告人兼申立人
上告人兼申立人
上記243名訴訟代理人弁護士
被上告人兼相手方
同代表者法務大臣
同指定代理人

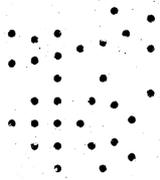
安馬馬尹劉田国三澤

代
好田

本福淑全学博
雅勝

欽成華学兵之
子弘

ほか



これは正本である。

令和元年12月25日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 山田 亮 祐

